

(名称)

第1条 本会は「日本秘書クラブ」（以下本会）という。

(組織)

第2条 本会の活動を行うために必要に応じ支部を設ける。

2 支部の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第3条 本会の事務局は公益財団法人実務技能検定協会（以下能検）内に置く。

(目的)

第4条 本会は、「ビジネス系検定」合格者のヒューマンスキル向上、親睦交流、および能検事業への協力を目的とする。

(活動)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 1) 会員相互の親睦交流
- 2) ビジネス系検定の合格指導
- 3) ビジネス系検定の実施、運営、普及への協力
- 4) その他目的達成に必要な活動、および行事、事業

(会員の資格)

第6条 本会の会員は次の各号に定める要件を備え、本会役員会において承認された者とする（入会にあたっては、本会役員会で内規に従い審議、審査する）。

- 1) ビジネス系検定2級（電話は知識A級）以上の合格者
- 2) 本会において入会を懇請した有識者
- 3) 本会の趣旨に賛同した者

(会員の種類)

第7条 本会の会員は「維持会員」「名誉会員」「賛助会員」とする。

- 1) 前条1) による会員を維持会員とする

- 2) 前条2) による会員を名誉会員とする
- 3) 前条3) による会員を維持会員とする
- 4) 前条3) により、維持会員でない者を賛助会員とする
- 5) 前条1) による維持会員で、ビジネス系検定の何れか2個の1級（電話は実践級）の合格者を「HES会員」とする

(入会申込の拒絶)

第8条 本会は入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- 1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- 2) 入会申込者が以前に本会を除名された者であった場合
- 3) 暴力団関係者その他反社会的勢力に与する者及びこれらに準ずる者である場合
- 4) 初年度会費を指定期限日が過ぎても未納の場合
- 5) その他本会が会員として不適切と判断した場合

(迷惑行為の禁止)

第9条 本会は会員の、次のような迷惑行為を禁止する。

- 1) 本人の許可なく会員を撮影する行為
- 2) 他の会員（他人）を誹謗中傷する行為
- 3) 待ち伏せ、尾行、執拗な話しかけ等のストーカー行為
- 4) メールやSNSへの執拗な送信、うろつき等のつきまとい行為
- 5) 他の会員（他人）を著しく不快にさせる格好、振る舞いなどの行為
- 6) その他不適切な行為

(除名)

第10条 会員が次の何れかに該当するときは、本会役員会の決議を経て除名することができる。

- 1) 会費を2年以上滞納し、催促しても納入しないとき
- 2) 前条の各号に該当する行為のあったとき
- 3) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき

(会費)

第11条 会員は本会の運営に要する費用として、次の費用を納入しなければならない。

- 1) 入会費 3,000円
- 2) 維持会員年会費 3,000円
- 3) 賛助会員 一口 50,000円

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1名
- 3) 理事(支部長) 支部の数
- 4) 理事(事務局) 1名
- 5) 監事 1名

2 会長は、役員会の承認を得て、本会に顧問を置くことができる。

(役員承認)

第13条 役員は総会において承認を得なければならない。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第15条 総会は定時総会と臨時総会とし、本会の会員をもって構成する。

2 総会の議長は会長があたる。

(総会審議事項)

第16条 総会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- 1) 規約の改正
- 2) 事業計画、および予算の承認
- 3) 事業報告、および決算の承認

(総会議決)

第17条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決)

第18条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知のあった議案について書面をもって決することができる。この場合、当該会員は総会に出席したものとみなす。

(役員会)

第19条 役員会は会長、副会長、理事、監事および顧問をもって構成する。

2 役員会は必要に応じて随時開催する。

3 役員会の議長は会長があたる。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会はこの規約に定めるもののほか、次の事項を審議する。

1) 総会に付議する議案の策定

2) 総会において委任された事項

3) 本会の運営に関する重要な事項

(役員会の議決)

第21条 役員会の議事は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事業年度)

第22条 本会の事業年度は毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終了する。

(会計事務)

第23条 本会の会計は事務局担当理事が行う。

(施行)

第24条 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

1. この規約は平成23年3月6日に改正し、施行する。

2. この規約は平成24年3月4日に改正し、施行する。

3. この規約は令和2年3月16日に改正し、施行する。

以上